

## 地域文化活動支援事業再募集

平成16年度地域文化活動支援事業の再募集を次のとおりいたしますので、応募される団体及び個人の方は、11月30日(火)までにルネッサながと事業推進課に用意の申請書にご記入・提出ください。  
**事業の趣旨**

この支援事業は、個性豊かな地域文化の振興と地域の活性化を図るため、民間の地域文化活動に対して助成するもの

### 助成の対象者

長門市、三隅町、日置町及び油谷町を主たる活動の本拠とする民間団体及び個人

### 助成の対象事業

地域文化の振興、文化交流の促進、人材育成、文化意識の高揚等を目的とし、事業内容が一市町内を対象とするだけではなく広域的な事業

### 募集期間

11月2日(火)～30日(火)

### 対象事業の期間

平成17年1月4日から平成17年3月31日までに行われるもの

### 助成の決定及び金額

12月上旬に、助成対象経費の1/2以内で決定(上限30万円)

### 問合せ先

長門市仙崎818番地の1  
ルネッサながと事業推進課 ☎26-6001

## 道路交通法の改正について

11月1日から、道路交通法が下記のとおり一部改正されます。

- ① 携帯電話等の使用規制強化  
運転中に通話・メールをしただけで罰則の対象に!!  
● 罰則→3年以下の懲役又は5万円以下の罰金  
● 点数→1点  
● 反則金→大型7,000円、普通6,000円  
二輪6,000円、原付5,000円
- ② 暴走行為等の規制強化
- ③ 飲酒運転の呼気検査拒否の罰則強化!!
- ④ レッカー移動された車両の保管期間の短縮

※運転中に携帯電話を使っている方をよく見かけますが、11月1日からは“使っただけ”で違反となりますので、十分ご留意ください。  
～ルールを守って交通安全に心がけましょう～



- 最近、身に覚えのない請求のハガキが送りつけられたという架空請求が多く発生しております。
- このようなハガキが届いた場合は、次のように対応しましょう。
- 1 **絶対に連絡をしない**  
連絡をすると電話番号など個人情報を知られてしまい、以後執拗な請求の電話がかかる場合があります。
  - 2 **きっぱりと断る**  
仮に電話がかかりお金を請求された場合は、きっぱりと断りましょう。
  - 3 **「法務省(法務局)認可特殊法人」は存在しません**  
法務省・法務局が認可する特殊法人は存在しません。また、電子通信料金未納分とありますが、具体的な記載がなく、一切応じる必要はありません。
- 以上のような不当な請求を受けた場合は、山口地方法務局(083-934-1717)又は、山口県消費者生活センター(083-924-0999)、最寄りの警察にご相談ください。
- ※このような架空請求は次々と新しい手口が出てきていますので、十分気をつけてください。

### 電子消費者契約通信未納利用料請求最終通知書

お客様分類コード NN

この度ご通知致しましたのは、貴殿のご利用された「電子通信料金未納分」について、ご利用通信会社から委託を受けましたので大至急当社までご連絡ください。  
こちら「電子消費者契約民法特例法」上、法務省認可通知書となっておりますので、連絡無きお客様につきましてははやむを得ず裁判所からの・・・給与差押・・・最終通知とさせていただきます。

最終受付期限 平成16年〇月〇日  
ご連絡先 03-.....  
03-.....  
営業時間 8:00~17:00  
〒164-1111 東京都.....  
法務省認可特殊法人 ○○○○○

**架空請求にご注意を!!**